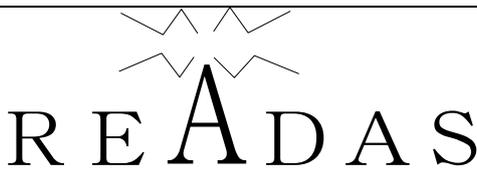


第 5570 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース
		(2016年)平成28年 10月 13日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyo.com>

👉 贈与税の配偶者控除

Q：相続開始前3年以内に贈与税の配偶者控除を受けている場合、相続では、どのような取扱いになりますか？

A：相続税の課税価格に算入されません。

【解説】

婚姻期間が20年以上である配偶者から、次の居住用不動産を贈与された場合には、贈与税の基礎控除のほかに2,000万円を控除してくれる特例があります。これを贈与税の配偶者控除といいます。

①もっぱら居住の用に供する土地もしくは土地の上に存する権利又は家屋(居住用不動産)で、贈与を受けた年の翌年3月15日までに受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるもの

②居住用不動産を取得するための金銭で、贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住用不動産の取得に充てられ、かつ、受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合におけるその金銭の額

ところで、相続税では、相続開始前3年以内にその相続に係る被相続人から財産の贈与を受けている場合には、その財産の価額を相続財産に含めて相続税を計算することになっていますが、この贈与税の配偶者控除の適用を受けた財産は対象外となっています。また、相続の年にこの贈与をした場合に、その居住用不動産の価額を贈与税の課税価格に算入することとして相続税の申告時に一定の手続きをした場合には、相続税の対象になりません。

